

令和4年生駒市農業委員会第2回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局  
会議開催日時 令和4年2月14日(月)午後2時00分  
会議開催場所 市役所 401・402 会議室  
出席者 議長 10 番 中本 真人  
農業委員会委員  
1 番 辻 英雄 2 番 山本 利昭  
3 番 中井 啓二 4 番 西口 まゆり  
5 番 池田 憲央 6 番 北村 由子  
7 番 中谷 佳津代 8 番 山田 義美  
9 番 染岡 政明  
農地利用最適化推進委員  
平尾 正隆 松尾 克巳  
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重  
主幹 有山 清隆 主 査 増本 量俊  
傍聴者 2 名

---

議事次第

審議事項

1. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
4. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
5. 公共による農地の一時使用について
6. 農地の転用事実に関する照会について
7. 農地の転用に関する照会について
8. 農地転用工事の進捗状況・完了の報告について

その他

## 配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 地区毎の意向調査回答状況
- 奈良県内の大和川水系大和川等の特定都市河川指定に伴う雨水浸透阻害行為の許可に関する手続き
- 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正に係る意見の聞き取り結果について
- 農地中間管理事業が新しくなりました(パンフレット)
- 地域農業の将来を考えてみませんか(パンフレット)
- 農地転用許可制度のあらまし(パンフレット)
- 農地パトロールと利用意向調査が新しくなりました(パンフレット)

## ○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 2名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人議長に議事進行を依頼

## ○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 西口 委員、5番 池田 委員、6番 北村 委員

議案第1号「農用地利用集積計画書に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

## ○主幹 〔議案読み上げ〕

### No.1.2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、奈良交通たんだ橋バス停より北西約600mに位置する農地2筆

### 申請理由について

使用貸人は、これまで本農地を弟と共に営農していたが、弟が病気になり手伝えず、本人も高齢であり、また南田原町の自宅から遠いこともあり、使用借人の意向を受け、本農地2筆を貸与することとなった。

今回農地を借受ける法人は、平成30年・令和元年2年と高山町の多くの農地を借り受け、施設野菜ではミニトマト、露地野菜では季節野菜を栽培しており、現借入地に隣接している事、農道に接している事、作業小屋があること等、立地条件の良さから借受けることとし、今回の隣接地ではネギを栽培しており、この農地でもネギを栽培する予定であり、今回、農地の拡大をしたいということである。

現在の生駒市での経営耕地面積は約75アールであり、農地取得の下限面積要件である、20アール以上を満たしている。

### 現地調査について

今月9日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で

現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、議案第1号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局の方から説明があった通り問題ないと思われる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農用地利用集積計画書に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答する。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第5号「公共による農地の一時使用について」

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第7号「農地の転用に関する照会について」

報告第8号「農地転用工事の進捗状況・完了の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～3については、相続により賃借権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第8号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴わない農地転用である。

No.1の申請地については、地図番号(2)であり、鹿ノ台中学校の南西約300mのところに位置する鹿畑町地内の農地である。青空駐車場を目的とした農地転用の届出がされたものである。

No.2の申請地については、地図番号(3)であり、緑ヶ丘中学校の東に約500mのところに位置する緑ヶ丘地内の農地である。この区域を含めた宅地開発があるが、それに先駆けて工事車両などの青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

#### 報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

##### ○主査〔報告読み上げ〕

###### 概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1～15の申請地については、地図番号(4)であり、阪奈道路の辻インターチェンジの北北東に約300mのところに位置する小明町地内の農地15筆である。戸建て住宅地を目的として、農地転用の届出がされたものである。

No.16～20の申請地については、地図番号(5)である。No.16～17は生駒東小学区の西南西に約500mのところ、No.18～20は生駒東小学区の西南西に約200mのところに位置する壱分町地内の農地5筆である。青空資材置場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

#### 報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

##### ○主査〔報告読み上げ〕

###### 概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

#### 報告第5号「公共による農地の一時使用について」

##### ○主査〔報告読み上げ〕

###### 概要説明

この報告の転用については、転用者が県である場合、農地法第5条第1項第1号に規定により、農地法の転用手続が不要であるが、そのままだと、農業委員会として、転用行為を把握することができないことから、農地転用の届出を出していただいたものである。

申請地については、地図番号(6)であり、往駒神社の東約200mのところに位置する壱分町地内の農地1筆である。

令和2年6月に奈良県警生駒警察署の移転に伴い警察署用地として使用するため、県が20筆7,092㎡の農地を買収したことの報告があったが、その工事に伴う現場事務所として約1年程度一時使用することの報告である。

#### 報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

##### ○主査〔報告読み上げ〕

#### 概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1～9については山林化していると判定している。

No.10～11については10年以上前から宅地として利用してきたものである。

#### 報告第7号「農地の転用に関する照会について」

##### ○主査〔報告読み上げ〕

#### 概要説明

奈良地方法務局では令和2年度から3年度にかけて、軽井沢町、門前町、西旭ヶ丘、緑ヶ丘、元町2丁目、山崎町、仲之町及び東旭ヶ丘の一部、新旭ヶ丘及び中菜畑1丁目の全部において、不動産登記法第14条第1項にもとづく地図作成作業を実施しているが、この中で地目の変更が認められる農地について職権で地目変更をするものであり、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1～53については、公衆用道路、宅地、雑種地、山林などとして利用している農地であり、現地推進委員とともに現地調査を行いその結果、その旨法務局に報告したものである。

#### 報告第8号「農地転用工事の進捗状況・完了の報告について」

##### ○主査〔報告読み上げ〕

#### 概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可のあったものおよび、許可後、転用者から工事の完了報告があったことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第7号の農地の転用に関する照会についてだが、大半の農地が生駒市のものというのが不可解である。基本的には農地の転用というのは農業委員会を通してと思うが、法務局から指摘されるというのは、どういう状況でそうなるのかわからない。

○主査 具体的に生駒市で公衆用道路あるいは用悪水路になっているものになるが、これらは公共転用の届出が制度の中にないため買収行為のみなされたものである。

○委員 届け出が不要ということであれば農業委員会を通さなくても地目の変更はできたと思うが、今回法務局から指摘を受けるまで生駒市は地目が変更になっていることをわかっていて地目を記載してきたということか。

○主査 地目の変更をする意識はないと思われる。

○委員 他にも生駒市所有で農地が公衆用道路や用悪水路になっているケースはたくさんあるのではないか。今回の案件を踏まえて市役所の中で所管する部署に再度確認するように進言してはどうかと思う。

○補佐 いただいた意見を踏まえて適正に処理するようにする。かなり古いものになると、現況はできているが部分的なものであったりする場合分筆し、移転登記まではするが地目変更まではやれていないケースが多々ある。それをわからないまま月日が経ち、土地利用が行われた時に初めて

分かるような事実というのがある。それが分かり次第、道路管理者が整理は行っている。今回については広域で各町に法務局が、生駒は地図混乱地であり、公図の混乱しているものが非常に多いということで、地域を段階的に再度更生をかけて現状に即した形でという制度で国が実施している。過去に道路や公共施設になっているものについてもわからなかったことが、法務局が全て現地に出向き全て確認をとり、分かり次第適正に処理をする。

○委員 報告第5号の奈良県の警察本部の現場の説明をしていたが、水利等の協議はすすんでいるのか。

○主査 隣接の農地、水利等の協議の方はすでにやっている状態でこの手続きを踏んでいる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」について事務局に依頼

○主査 地区毎の意向調査回答状況について説明

所有者の住所ごとに地区を分けており、地区毎に所有者から回答をいただいた状況を取りまとめている。個人名・住所等が記載されているので、取り扱いには十分注意していただくようお願いする。

今年度の夏に利用状況調査を行い、年末に送付した意向調査の回答をまとめている。回答の内容については、アンケート方式になっており①農地バンクへの登録を希望する②自ら耕作する③草刈等を行い自ら管理する④その他の4つの項目がある。その他は色々あり、所有権移転したい、転用しようと思っている、などの回答が入っている。

回答がない所は空欄になっており、3月末に県への報告があるので、3月中旬までにはできる範囲で構わないので訪問、声掛け等により回答を促していただくようお願いしたい。

○主査 奈良県内の大和川水系大和川等の特定都市河川指定に伴う雨水浸透阻害行為の許可に関する手続きについて報告

前回第1回定例会において、大和川流域およびその支流の河川の流域について、令和3年12月24日に特定都市河川浸水対策法の指定を受けたことについて報告した。その中で、今後の転用、造成など土地の形状変更、質の変更がある場合、河川調整課への相談や許可申請が必要となる場合があるということで、転用や農地造成について、相談の必要性や許可または受理のタイミングや必要要件について質問があったため取りまとめた。

4パターンにわけており、市街化区域なのか調整区域なのかがポイントになり、転用なのか農地造成なのかもポイントになる。それぞれに該当するものに当てはめるとわかりやすい。

○主幹 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正に係る意見の聞き取り結果について説明

先月の定例会議案第3号で承認いただいた所だが、その後奈良県から一部追加修正があったということで、報告があった。中段より下に修正前後の記載があるので、先月の資料と共に確

認後、保管しておいていただきたい。

- 主幹 農地中間管理事業が新しくなりました(パンフレット)・地域農業の将来を考えてみませんか(パンフレット)の説明

2019年に見直されたもので、農業委員会としては、農地の集積・集約化に取り組むこととなっており、人・農地プラン、「農地中間管理事業が新しくなりました」のパンフレットの5ページにあるタイムスケジュールを目安に、「地域農業の将来を考えてみませんか」のパンフレットの3ページのステップを踏んで取り組んでもらっている。

昨年度は大北地区がプラン作成までしており、今年度傍系地区が取り掛かっており、このあと久保・宮方地区も引き続きされて行くと聞いている。担当の農林課に聞くと、コロナの感染拡大により遅れが出てきているとの事で、農家区長・農業委員さんとの連携をお願いしたいとの事だった。

- 主幹 農地転用許可制度のあらまし(パンフレット)の説明

農地を転用するには農地法の許可が必要になる。定例会の議案にもあるように、主に農地法第3条・4条・5条となり、3条は農地のままで売買(所有権移転)、4条は所有権はそのままで転用(地目変更)、5条は所有権も地目も変更となる申請である。審査事務、市街化調整区域は最終奈良県の許可が必要となり、市街化区域は、生駒市農業委員会への届出となっている。

- 主幹 農地パトロールと利用意向調査が新しくなりました(パンフレット)

9月の委員会で配布しているため、今回割愛する。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認

- 委員 利用状況調査は地区ごとだが、今日来ていない推進委員についてはどうなるのか。

- 主査 また別途、郵送して依頼する。

- 委員 利用調査のアンケート用紙を紛失している場合はどうするのか。

- 主査 農業委員、推進委員17名にアンケートを郵送するので、ない場合はそれに書いてほしい。

- 委員 アンケートは事務局宛に送ってもらうのか。

- 主査 返信用の封筒がある場合はそれで送ってもらい、ない場合は委員さんに持ってきてもらいたい。

- 議長 個人情報なので電話番号がのっていないが、電話番号がわからない場合は農業委員や推進委員ができる範囲でいいのか。

- 主査 できる範囲でかまわない。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

- 補佐 次回の日程について

定例会 3月11日(金)午後2時 大会議室

現地調査 3月4日(金)

3月3日(木)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時5分閉会



農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和4年生駒市農業委員会第2回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 4番 西口 まゆり

---

議席番号 5番 池田 憲央

---

議席番号 6番 北村 由子

---